

琉球大学学術リポジトリ

戦前期ニューカレドニアの日本人移民

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学国際沖縄研究所移民研究部門 公開日: 2018-11-13 キーワード (Ja): 日本人移民, ニューカレドニア, 戦前期, 外国人登録票, 国籍 キーワード (En): 作成者: 大石, 太郎, Oishi, Tarou メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002010132

戦前期ニューカレドニアの日本人移民

大石太郎

- I. はじめに
- II. ニューカレドニアと日本人移民
- III. 戦前期ニューカレドニアにおける日本人移民の属性
- IV. 1933年におけるヌメアの日本人移民
- V. むすびにかえて—南北アメリカの日本人移民社会との相違点—

キーワード：日本人移民，ニューカレドニア，戦前期，外国人登録票，国籍

I. はじめに

日本人移民の研究は、地理学や社会学、人類学、歴史学など、さまざまなディシプリンで取り組まれている学際的な分野であり、これまでに多くの研究成果が世に問われてきた(移民研究会 2008a, 2008b)。なかでも蓄積が進んでいるのは北米の日本人移民に関する研究であり、たとえば地理学では杉浦(2001)がアメリカ合衆国の日本人移民に関する地理学的研究を展望している。最近では、社会・文化理論を援用した研究や構築主義的な立場からの研究もみられるようになってきた(たとえば、杉浦 1998)。

一方で、これまで研究の蓄積が少なかった地域、具体的には、旧南洋群島や旧満州など戦前期日本の植民地や勢力圏に対する関心の高まりもみられる。たとえば、日本の移民研究におけるパイオニアのひとりであり、地理学の立場から出移民や南米の沖縄県出身移民の研究に取り組んできた石川らによって旧南洋群島における沖縄県出身移民の研究がなされている(石川 2004)。また、最近では多くの分野の研究者によって、朝鮮・満州・樺太・台湾・南洋の各地域における人口移動に関する論文集が刊行された(蘭 2008)。

本稿が対象とするニューカレドニアについても、最近になって急速に関心が高まりつつある。ニューカレドニアの日本人移民については、おもに外交史料館所蔵の史料に基づいて契約移民の歴史を明らかにした小林(1980)による先駆的な研究がある。小林は戦前期に日系の鉱業会社の社員として現地に滞在した経験があるだけでなく、1976年に現地を訪問して当時存命だった移民一世に面会しており、そのインタビューの成果も現在では非常に貴重な記録といえる。また、物質文化から文化変容を検討する朽木(2004)は、日本人移民の墓標の分析に加え、ニューカレドニア公文書館所蔵の資料を用いて、太平洋戦争開戦直前の日本人移民の生活を明らかにした。さらに、写真家の津田はニューカレドニア各地に居住する日系二世・三世を精力的に訪ね、彼らを被写体にした写真展をニューカレドニアや日本各地で開催し、日本やニューカレドニアの研究者らによる解説を加えた

図録（津田 2006）を出版したほか、二世や三世に対する聞き取り調査についても報告している（津田 2008）。ニューカレドニアにおける津田の写真展をきっかけに、沖縄県で発行されている新聞紙上において、沖縄県出身移民の二世・三世を訪ねたルポルタージュが発表され（三木 2006）、研究者の立場からも、沖縄県出身移民の歴史と実態についての再検討がなされた（石川 2007）。現地における研究成果については、ニューカレドニア公文書館所蔵の資料をおもに分析して日本とニューカレドニアとの経済関係を中心に日本人移民の歴史を描いた Palombo（2002）がある。

これらの研究により、戦前期ニューカレドニアの日本人移民の状況は明らかになりつつあるが、契約移民が終了した 1920 年代から 30 年代にかけての状況にはわからないことも多く、さらなる資料の発掘とその分析とが求められている。また、他の地域における日本人移民の状況との比較もほとんどなされていない。そこで本稿では、戦前期ニューカレドニアにおける日本人移民社会の復元作業の一環として、ニューカレドニア公文書館が所蔵する資料や高齢の二世（1919～1927 年生まれ）に対する聞き取り調査に基づいて、戦前期ニューカレドニアにおける日本人移民の状況を明らかにするとともに、今後の研究に向けて、南北アメリカの移民社会との相違点を指摘したい。参与観察を含む現地調査は 2006 年 8 月から 2008 年 3 月にかけて断続的に実施し、首都ヌメア在住の高齢の二世に対する聞き取り調査は 2008 年 3 月に行った。

なお、ニューカレドニアの日本人移民に関する資料は、あまり多く残されていない¹⁾。後述するように、ニューカレドニアの日本人移民は 1941 年 12 月の日本軍による真珠湾攻撃の直後にニューカレドニア当局により身柄を拘束され、順次オーストラリアに強制送致されており、日本人自身による記録が散逸してしまっているのもその一因である。このことと関連して、他地域にみられるような県人会組織についての情報もほとんどなく、日本人会はあったものの、これについても詳細が判明するような資料は今のところなさそうである。

II. ニューカレドニアと日本人移民

本論に入る前に、既存の文献に基づいて、ニューカレドニアにおける日本人移民の歴史を概観しておきたい。ニューカレドニアは、1774 年にイギリスの探検家クックによって「発見」された。しかし、当時は領有には至らず、結局、1853 年になってフランス領となることが確定し、流刑植民地として利用されるようになる。その後、1864 年にジュール・ガルニエによってニッケルが発見されたことにより、急速に開発が進められた。19 世紀後半、鉱山開発のための良質な労働力の確保を迫られた鉱業会社は、日本に白羽の矢を立て、日本政府との交渉を模索する。その経緯については、小林（1980）が外務省記録などに基づいて詳細に検討している。

ニューカレドニアの鉱業会社ル・ニッケルと日本外務省との間で合意に達し、契約移民として最初の移民が日本を旅立ったのは1892年のことであり、600名全員が熊本県出身の男性であった。以来、表1に示したように、1918年までの間に5,500名あまりが契約移民としてニューカレドニアに渡航した。このうち、女性が含まれているのは1905年のポーハタン号のみである。次に、移民の出身県をみると（表1）、もっとも多くを輩出したのが熊本県であり、2,049名を数えている。以下、沖縄県の821名、広島県687名、福岡県596名、福島県341名の順になり、全体としてみれば、一般に指摘されている傾向と同様に、西南日本からの移民が多数を占めているといえる。

これらの移民は鉱業会社との契約に基づくものであり、たとえば5年間などの契約期間が終われば、帰国することもできた。実際、初回の移民はほとんどが帰国したようである（小林1980）。しかし、その後は現地にとどまる移民がみられるようになり、農業や漁業、商業に従事するようになるが、詳しい実態はよくわかっていない。

出稼ぎ目的がほとんどだったと思われるこれらの契約移民がなぜ現地にとどまったのかについても、それを明らかにする資料はいまのところ存在しないが、その一因となった

表1 ニューカレドニアへの契約移民

年	人数	出帆港	乗船名	出身県	外国人登録票の記録数 ²⁾	備考
1892	600	長崎	広島丸	熊本(600)	-	
1900-1901	1,208	神戸	春日丸ほか7船	熊本(335) 福岡(213) 広島(326) 岡山(30) 和歌山(130) 岐阜(174)	-	一部は豪州経由
1905	561	神戸	ポーハタン	熊本(28) 沖縄(358) 広島(20) 富山(155)	67	女性60名を含む
1910	1,015	神戸	琴平丸	熊本(99) 福岡(143) 鹿児島(52) 沖縄(246) 岡山(77) 滋賀(9) 三重(9) 岐阜(47) 福井(25) 愛知(21) 富山(75) 福島(75)	282	
1911	340	長崎	八幡丸	熊本(149) 沖縄(191)	97	
1913	579	長崎	真盛丸	熊本(380) 福岡(97) 佐賀(10) 広島(57) 滋賀(23) 愛知(16)	170	
1914	533	長崎	靖国丸	熊本(285) 鹿児島(39) 大分(12) 山口(22) 広島(135) 岡山(18) 香川(2) 滋賀(21) 三重(1)	157	
1914	628	神戸	彦山丸	熊本(100) 福岡(140) 佐賀(11) 広島(143) 岡山(48) 滋賀(26) 三重(12) 岐阜(6) 愛知(5) 静岡(8) 福島(129)	188	
1918	111	神戸・横浜	不明	熊本(73) 福岡(3) 沖縄(26) 広島(6) 岐阜(1) 愛知(2)	-	豪州経由
計	5,575 ¹⁾					

小林(1980: 202, 276-277)および外国人登録票より筆者作成。

注1) 実際には5,581名が乗船したが、計6名が体格検査で不合格となり、上陸せずに帰国している。

注2) 外国人登録票には入域の際に利用した船舶名が記載されており、それを集計した。第2回と最終回の契約移民は船舶名が不明のため、集計していない。

のが1914年に勃発した第一次世界大戦であることは、小林(1980)をはじめ、多くの文献が指摘するところである。第一次世界大戦により南太平洋の海上交通が麻痺し、この時期の日本人移民は帰るに帰れなくなったというわけである。また、ニッケルに大きく依存する経済活動も停滞したため、鉱山での労働以外で生計を立てる必要に迫られた移民も多かったと思われる。かくして、表2に示されているように、第一次世界大戦中の在留日本人は3,000人近くにのぼり、戦前期を通じてもっとも多くの日本人が滞在した。

しかし、第一次世界大戦後になると、在留日本人の数は大きく減少する。フランス・フランの下落により、移住先(出稼ぎ地)としての魅力が大きく低下し、帰国者が相次いだとみられることに加え、契約移民の渡航も途絶えたからである。そしてこの時期、日本人移民の居住分布にも変化がみられるようになる。すなわち、鉱山労働者としての契約期間が切れた後、彼らは農業や漁業、商業に進出するようになり、鉱山集落から事業に適当な土地に移り住んだのである。この移動を明らかにする資料も乏しいのが実際のところであるが、朽木(2004)は日本に残された資料(佐藤1937)を基に、1911年には東海岸の鉱山集落チオに日本人移民の約4割が住んでいたのに対し、1937年にはチオにおける割合は10%を切り、一方で首都ヌメアに全体の3割を超える日本人移民が住んでいたことを示している²⁾。

表2にみられるように、第一次世界大戦後の在留日本人の数は増加することはなかったが、その3割が集中した首都ヌメアでは、日本人の商店が軒を連ね、同時代の記録によると、外地とは思えぬ印象を訪問者に与えるほどであったとされる。Ⅲで述べるように、第二次世界大戦直前には合弁により日系の鉱業会社が設立され、それにとまって日本との

表2 戦前期ニューカレドニアにおける全人口と日本人人口の推移

年	全人口(人)	日本人人口(人)	日本人の占める割合(%)
1892	55,100	599	1.09
1901	53,690	1,208	2.25
1911	50,810	1,202	2.37
1916	49,000	2,896	5.91
1918	48,000	2,595	5.41
1921	47,520	1,745	3.67
1929	60,100	1,300	2.16
1931	57,160	2,050	3.59
1936	53,240	1,430	2.69
1939	59,140	1,195	2.02

Palombo(2002:184)による。

注)1916年と1918年には何らの調査も実施されていないため、推計だろうという原注がある。なお、丸めの誤差を一部修正した。

間で人の往来が活発になり始め、1940年3月には在ヌメア日本領事館が設置された³⁾。

しかし、1941年12月8日の日本軍による真珠湾攻撃を受けて、ド・ゴールの自由フランス側に立つニューカレドニア当局は日本人を一斉に逮捕し、順次オーストラリアへ強制送致した。終戦後に彼らは日本に強制送還され、ごくわずかな例外をのぞいてニューカレドニアに戻ることはなかった。日本人女性が極端に少ないなかで、現地の女性と結婚あるいは同棲した日本人男性も少なくなかったが、相手の女性とその間に生まれた子どもたちは、現地に残されることになった。こうして、戦前期ニューカレドニアにおける日本人移民社会は崩壊した。

Ⅲ. 戦前期ニューカレドニアにおける日本人移民の属性

1. 資料

それでは、ニューカレドニア公文書館所蔵の資料に基づいて、より詳細に戦前期ニューカレドニアの日本人移民の状況を検討しよう。それを明らかにしうる貴重な資料のひとつが、外国人登録票（資料番号 34W）である。これは、おもに第二次世界大戦前にニューカレドニアに入域した外国人の個人情報記録した短冊型のカードである⁴⁾。残念ながら、公文書館に移管される以前の保管状況が悪く、一部が散逸してしまっているが、公文書館によると3,866枚が保存されている。これには、氏名、生年月日、出生地、両親の名前、現住所、国籍、婚姻の状態、職業、子ども、入域年月日と利用した船舶名（飛行機名）、前住所、パスポート情報、滞在許可の日時と許可番号、写真、指紋、署名が記載されており、さらにはその後の出入域や死亡の情報が欄外に追記されている場合も多い。

本資料の性格について筆者の所見を述べておく。まず、時期は不明であるが、本資料は外国人登録の方法を変更した際に新たに作成することになったものらしい。かつては下船した港で登録され、地名のついた登録番号が付されていたようであり、その番号が併記されている例が少なくない。次に、外国人の入域時に調査官が本人からの聞き取りによって記録したものではなく、すでに入域している外国人についてはおそらく1930年代になってから、既存の資料に基づいて記入したものらしいということも指摘できる。たとえば、追記されている死亡の記録は1933年が初出であり、1938年から死亡の記録が多くなる。出域の記録も同様であり、ほかに転記ミスも散見される。また、記入の時点ですでにフランス国籍を取得している人物については一部の記録が省略されている場合が多い。したがって、在留日本人の帰国者が相次いだとみられる1920年代までの記録は不完全である。さらに、現住所や職業、婚姻の状態、子どもの状況などが正確に追記されていれば相当有益な資料になるが、複雑な現実や変化の激しさに追いつけなかったことがうかがわれる。最後に、形式がカトリックの教会簿と似通っているが、出生や結婚をカトリック同様に記録していない場合には、記録自体が困難になり、結果として不完全な記載にとどまってし

まう欠点がある。そして、時間が特定されないために分布図の作成に利用できないのは、とくに地理学の研究にとっては痛手といえる。本稿ではこうした問題点をふまえたうえでできる限りの分析を試みる。

分析対象の範囲を決定した手順は次のとおりである。2008年3月までに筆者が確認したところ、ニューカレドニア公文書館に保管されている外国人登録票のうち日本国籍を持つ者の記録は1,363枚存在する。そのうち戦後の入域者についての記録が21枚あり(1952年から1962年にかけて入域)、本稿の目的に鑑み、これを除外した。また、記載が不鮮明で判読不可能な記録1枚、病気治療のために急遽上陸した船員2名の記録、さらに観光目的と思われる者1名(1907年京都府生まれの男性)の記録を除外した。次に、日本人以外の母を持つ現地生まれの二世についての記録が32枚あり、これを除外した。男性が7名(1912～1926年生まれ)、女性が25名(1916～1932年生まれ)であり、当時イギリスとフランスの共同統治下にあつて、ニューカレドニアと隣接するニューヘブリデス(現・バヌアツ)生まれの女性1名を含んでいる。さらに、彼らの母親である日本人以外の妻についての記録が28枚(1877～1911年生まれ)あり、これも除外した。このように日本人以外の妻や現地生まれの二世が含まれる理由については後述する。結果として、1,278枚を分析の対象とした。

2. 日本人移民の属性

表3は、日本人移民の出生年代を男女別に示したものである。これによると、男性が1,239名に対して女性はわずかに39名であり、ニッケル鉱山の契約移民から始まった経緯を反映して、性比が極端であることを改めて確認できる。出生年代をみると、男性は1881年から1890年の間に生まれた人がもっとも多く、全体のほぼ半分を占めており、

表3 出生年代別入域者数

出生年代	[単位：人]	
	男性	女性
1870年以前	14	0
1871～1880年	242	0
1881～1890年	637	2
1890～1900年	256	3
1901～1910年	52	21
1911～1920年	33	12
1920年以降	4	1
不明	1	0
計	1,239	39

外国人登録票より筆者作成。

1901年以降に生まれた人は全部で100名に満たない。つまり、1918年に最後の契約移民を輩出して以降、ニューカレドニアへの移民はふるわなかったといえる。もっとも若い人は1922年生まれである。一方、女性は1901年から1910年の間に生まれた人が21名、1911年から1920年の間に生まれた人が12名であり、39名中33名をこの年代で占めている。独身と思われる（結婚の記録が記載されていない）女性が4名含まれるほか、赴任する夫に同伴した女性もいるが、ほとんどが移民の妻である。経済的に余裕ができた移民の男性と結婚して呼び寄せられたと思われ、夫との年齢差が10歳以上あることも珍しくない。それがこの年齢構成に反映されている。

関連して、彼らがニューカレドニアに初めて入域した時期をみてみよう（表4）。男性は契約移民として入域した人が多く、1911年から1920年の間に入域した人が最多であり、670名と全体のほぼ半分を占める（契約移民の船ごとにみた場合の数値は表1に示した）。一方、女性は1931年から1940年の間に初めて入域した人が多い。1920年代から徐々に、日本から妻を迎えることができる移民が出現してきたことを示しているといえる。

興味深いのは、男性の入域者数が1930年代になって増加している点である。1921年から1930年の間に入域した人はわずか33名に過ぎなかったのに対して、1931年から1940年の間に入域した人は94名にのぼっている。その一因が、1930年代後半における日仏合弁の鉱業会社、すなわち瀬尾昭氏によるヌーベルカレドニーと、住友財閥系の太洋鉱業の設立である。これらの企業に勤務するために、1930年代後半になると多くの若い男性がニューカレドニアに渡航するようになる。

そして、このことは移民の出生地の構成に変化をもたらした。表5は、日本人移民の出生地を示したものであり、とくに1921年以降に入域した男性を分けて示した。これによると、男性全体では契約移民の出生地を反映して、熊本や沖縄で出生した人が圧倒的に多い。ところが、1921年以降に入域した男性に限ると、128名中、男性全体で最大勢力の

表4 初めて入域した時期

[単位：人]		
入域時期	男性	女性
1900年以前	43	0
1901～1910年	375	0
1911～1920年	670	0
1921～1930年	33	9
1931～1940年	94	29
1941年（開戦前）	1	0
不 明	23	1
計	1,239	39

外国人登録票より筆者作成。

表5 日本人移民の出生地（道府県別）

[単位：人]

出生地	男性 (全体)	男性 (1921年以降入域)	女性 (全体)
熊本	393	6	4
沖縄	238	29	9
福岡	117	1	5
広島	93	4	3
福島	87	1	5
岡山	51	2	1
鹿児島	28	3	0
長崎	25	1	0
岐阜	21	1	0
静岡	17	16	0
富山	14	0	0
三重	13	3	1
愛知	12	5	0
東京	12	8	5
兵庫	11	6	0
滋賀	10	1	0
その他	74	40	6
不明	23	1	0
計	1,239	128	39

外国人登録票より筆者作成。

注) 男性(全体)で10件以上の記録がみられるものを示し、それ以外をその他にまとめた。なお、その他には外国や日本の植民地も含まれる。

熊本は6名、3位の福岡や5位の福島に至ってはわずか1名のみとなる。従来からニューカレドニアへの移民を多く輩出した地域では沖縄のみが、女性を含め、比較的多くの移民を送り出している。特徴的なのは静岡で、全体で17名のうち16名が1921年以降に入域している。また、沖縄と静岡は入域の時期や入域後の職業も対照的である。沖縄の男性は1930年代初めに移住した人が多く、しかも29名のうち12名が漁業に従事しているのに対して、静岡の男性は、移住先の住所が不明な3名をのぞくと全員が、鉱業会社が立地したゴロという集落に移住しており、関連する業務に従事していることがうかがわれる。そして、入域の時期も1938年以降に集中している。女性については、同郷の男性と結婚する傾向があるために、従来からニューカレドニアへの移民を輩出した地域から数名ずつの入域者がみられるが、東京からの5名も注目される⁵⁾。

最後に、出域の時期を検討する。IIで述べたように、自由フランスを支持するニューカレドニア当局は、日米開戦後すぐに日本人移民の身柄を拘束し、オーストラリアに強制送致した⁶⁾。そのための船は1941年12月19日、1942年1月19日、同年2月22日、同年5月29日に出航した。表6は、日本人移民が最後に出域した時期を示したものである。

表 6 最後に出域した時期

出域時期	[単位：人]	
	男性	女性
1941年12月7日以前	129	10
1941年12月19日	270	17
1942年1月19日	290	3
1942年2月22日	226	5
1942年5月29日	188	3

外国人登録票より筆者作成。

ヌメア周辺で野菜栽培に携わった人々が1942年5月まで身柄拘束が見送られたケースを別にすれば（後述）、たとえば職業別に出域の時期を別にするなどの傾向は見いだせない。つまり、出航の時期は移民の属性と無関係のようであり、船の収容能力の問題が大きく作用していることがうかがわれる。オーストラリアに強制送致された人々は、交換船で帰国した73名（男性69名、女性4名）を除き、オーストラリアの収容所で終戦まで過ごし、その後、日本に強制送還されることになる。オーストラリアで帰国を待つまでの間に、62名が命を落とした⁷⁾。

なお、男性の場合、136名について出域の記録がなかったが、そのうち78名がすでに死亡しており、日米開戦以後に死亡した記録があるのが27名である。そのうち1名は出域の記録はないがオーストラリアで収容中に死亡していた。女性の場合、1941年12月7日以前に死亡したのは1名のみである。

ところで、例外的にオーストラリアへの強制送致と終戦後の日本への強制送還を免れた人もいる。フランス国籍を取得した人がそれにあたる⁸⁾。ただし、外国人登録票の記録によると31名の男性がフランス国籍を取得しているものの、そのうち12名は1942年2月10日あるいは同年4月21日に相次いでフランス国籍を取り消されており、最後の船でオーストラリアに送られている。一方で、フランス国籍を取得していない場合でも釈放されて残留を許されている例もある。たとえば、もともと日本人が経営していた製塩工場での仕事のために、2名が釈放されている。また、オーストラリアに送られずにニューカレドニアで拘束され続け、戦後に釈放された人もいる。そのような処遇を受ける基準は、外国人登録票の記録からは判然としない⁹⁾。

IV. 1933年におけるヌメアの日本人移民

戦前期ニューカレドニアの日本人移民の状況を明らかにするために、外国人登録票と並んで、もうひとつ貴重な資料がある。それは、ニューカレドニア総督が1933年8月12

日付極秘文書によって各警察管区に依頼した日本人移民の調査の記録である（ニューカレドニア公文書館所蔵，資料番号 107W）。この文書に基づいて，フランス国籍を取得した者を含む日本人男性について，職業，所有財産，家族形態（婚姻，内縁関係，相手女性の出自，子どもの数）の調査が行われた。そして，実態調査に基づく一覧表と，人種（エスニック）間関係を含む観察事項をまとめた文書とで構成されている報告書が提出された。公文書館には28の警察管区からの報告書が残されており，一覧表には全部で1,124名の日本人の情報が記載されている。

この記録は，時期が特定され，地域の実情をよく知っていると思われる警察官（あるいは憲兵）によって調査がなされているという点で，センサスの個票に匹敵する貴重な資料といえる。しかし，当時の警察管区の区分図などは入手できておらず，28で全部なのかどうかさえははっきりしないことに加え，一部の報告に添付された一覧表には女性が含まれるなど，調査者により調査の精度にばらつきがある可能性も否定できない。また，多くの報告が手書きのため，筆者には判読できない部分も多い。つまり，現時点では筆者が分析可能な部分は限られている。そこで本稿では，タイプライターで作成された首都ヌメアからの報告を主たる分析の対象とした。なお，ヌメアではその直前の同年5月に日本人を含む外国人の調査を実施しており，その報告書も分析に利用した。

表7は1933年5月の調査により，ヌメアの日本人人口を示したものである。これによると，ヌメアに滞在する日本人男性は330名であり，さらにその男性と正式に婚姻関係にある女性が27名，子どもが68名であった。日本人男性と正式に婚姻関係にある女性のうち，日本人は12名のみであり，そのほか出自はヨーロッパ人や先住民などさまざまであるが，日本人以外の女性と結婚していることがわかる。また，さまざまな理由により，日本人以外の女性と同棲する者も多かった。

次に，表8にヌメアにおける日本人移民の職業を示した。これによると，もっとも多いのは日雇い労働であり，港湾の荷揚げに携わる者が多かったと思われる。次に商業，庭師・野菜栽培と続いている。さらに，仕立て屋，床屋をはじめ，職人が多くみられるが，世界各地の日本人移民社会の場合と同様，彼らは日本で訓練を受けていたというわけではなく，自身でニッチをみだし，技術を身につけていったのである（小林1980:212）。

また，1933年8月12日付の総督からの極秘文書による調査には，調査官の観察が付されている。この時点では，302名の日本人男性が記録されており，わずか3か月の間に30名近い日本人男性がヌメアを去っていることになる。報告文書によると，これは別の土地に新たな鉱山が開かれ，仕事を求める人々が流出したためとのことであり，当時ニューカレドニアに在留していた日本人男性の流動性の高さがうかがわれる。実際，筆者がヌメアにおいて実施した高齢の二世に対する聞き取り調査によっても，父親である一世はヌメアに家をかまえないながらも，仕事のあるところを転々としていたことが確認されている。

表7 ヌメアの日本人人口（1933年5月調査）

	人口（人）
ヌメア在住日本人（男性）	330
日本人と正式に婚姻関係にある女性	27
日本人	12
ジャワ人	1
ヨーロッパ人	9
先住民	5
子ども	68
計	425

ニューカレドニア公文書館所蔵文書より筆者作成。

表8 ヌメアにおける日本人の職業構成（1933年5月調査）

職 種	人
日雇い労働（荷揚げ・肉体労働）	62
商 業	56
庭師・野菜栽培	50
林業従事者	47
仕立て屋	23
床 屋	17
運転手・タクシー業	12
漁 業	10
洗濯業	10
鍛冶屋・機械工	9
めん類製造業者	8
菓子職人（菓子店）	5
ペンキ・塗装職人	5
左 官	4
染物業者	4
靴修理業	3
日本人経営の商店勤務	3
時計店	1
ブリキ職人	1
計	330

ニューカレドニア公文書館所蔵文書より筆者作成。

また、1976年に存命だった一世と面会した小林（1980）によると、沖縄県出身の上地善次郎氏は当時各地を転々としたことを語っている。

さて、調査官の目に、日本人移民はどのようにうつったのだろうか。まず指摘されているのは、正式な婚姻関係は少ないものの、ジャワ人や先住民との内縁関係が多く見られる

ということである。次に、卓越した野菜栽培についてふれられている。実際、ヌメアの野菜の供給は日本人に負うところが大きく、ヌメアで野菜栽培に携わっていた日本人は、1941年12月の一斉逮捕を免れ、1942年5月まで収容が延期されている。たとえばカリフォルニアでの事例(矢ヶ崎 1993)と同様に、日本人は都市近郊での集約農業にニッチを見つけ、一定の成果をあげていたということができただろう。さらに、金銭的援助を含めた助け合い精神がみられることも指摘されている。これも、他地域の日本人移民社会でみられたように、頼母子講のような存在があったのではないかと推測される。

そのほか、興味深いのは、日本人小売業者による先住民へのアルコール提供を問題視している点である。これについては、将来的にはアルコール販売の免許取り上げしか改善策はないとの提言まで添えられている。そして、おそらくはこの調査の主たる目的であろう、人種間関係については、良好でありヨーロッパ人にとってさしあたり脅威ではないとしながらも、将来的には脅威となる可能性を否定できないとしている。

V. むすびにかえて—南北アメリカの日本人移民社会との相違点—

本稿では、既存の文献に加え、ニューカレドニア公文書館で入手した資料に基づいて、戦前期ニューカレドニアの日本人移民の状況を検討した。最後に、ニューカレドニアの日本人移民を研究する意義のひとつと考えられる、南北アメリカの日本人移民社会との相違点をいくつか挙げておきたい。

まず、国籍の出生地主義と血統主義との違いがある。南北アメリカは出生地主義が原則であり、移住先で生まれた二世は、自動的に移住先の国籍が与えられた。これは、アメリカ合衆国のように一世が帰化不能外国人とされていても同様であった。一方、ニューカレドニアの場合には現地で生まれた二世にフランス国籍が付与されることはなく、外国人登録の記録をみる限り、父親の国籍をもっているとされたようである。Ⅲで述べたように、外国人登録票には、日本人の妻となった日本人以外の女性や、日本人男性と日本人以外の女性との間に生まれた子どもが日本国籍保持者として外国人登録がなされている例がみられる。しかし、1941年12月の日本人の一斉逮捕に際して彼らは日本人として扱われることはなく、多くの場合、戦後になってフランス国籍が付与されている。また、在ヌメア日本領事館の記録にも、日本人男性と日本人以外の女性との間に生まれた者から日本国籍の確認と旅券の交付を願い出る文書が存在する。しかし、出生届が提出されていないうえに、父親である日本人男性がすでに亡くなっており、かつ当該女性との婚姻届も提出されていない場合、確認のしようがないために日本国籍を付与することはできないという結論になったようである。なお、1940年3月にヌメアに領事館が開設されるまでニューカレドニアを管轄していたのは在シドニーの領事館であり、日本人移民のほとんどは、出生届や婚姻届のような戸籍関係の手続きをほとんどしていなかったものと思われる。

次に、フランス植民地の「同化政策」も南北アメリカのそれとは大きく違うものであることを指摘しておきたい¹⁰⁾。フランス植民地における「同化政策」とは、フランス語をはじめとするフランスの生活様式や文化を押し付けるというのではなく、フランスの生活様式や文化を身につけた者がフランス人に近い待遇を受けられるというものであるとされる。筆者はこれまでの調査において、とくに北アメリカにおける先行研究の成果と比較して、ニューカレドニアの日本人移民の同化が早かったことを感じていたし、実際に生活文化を検討した朽木（2004）も、日本人移民の生活が早い段階でかなり洋風化されていたことを指摘している。自らフランス国籍を取得した一世の存在に加え、高齢の二世に対する聞き取り調査によると、一世が家でも日本語を使わず、二世に日本語を習得させなかった例が多い。あるいは、外国人登録票の署名欄に署名をしている場合には、漢字やかなよりも、アルファベットを用いる率が高い¹¹⁾（表9）。こうしたことも、フランスの同化政策とかかわりがあるのかもしれない。

また、それと関連して、フランスの植民地では「土着民法」が1946年まで効力をもっていたことも、南北アメリカとの大きな違いである。「土着民法」によって、現地の先住民は独自の習慣を維持できる一方、フランスの市民権を得ることができなかった。正式な結婚をせず、同棲が多かったのは、日本人男性のなかに日本に妻子を残している場合があったことに加えて、このような法的な事情も反映されていたものと考えられる。

本稿は、現地調査で得られた資料の紹介と若干の考察にとどまっており、たとえば、外国人登録票の分析では職業にほとんどふれることができなかった。また、残された資料が乏しいなかでも、さまざまな資料を組み合わせることで、明らかにできることも少なくないただろう。オセアニアの日本人移民の研究は、まだまだ研究の空白を埋める作業が求められている。不足している点は、今後の課題としたい。

表9 人物特定情報の有無

情 報	[単位：人、カッコ内は%]	
	男 性	女 性
署 名		
日本語	44 (3.6)	4 (10.3)
アルファベット	183 (14.8)	5 (12.8)
日本語とアルファベット	3 (0.2)	0 (0.0)
判読困難	13 (1.0)	0 (0.0)
な し	996 (80.4)	30 (76.9)
写 真		
あ り	1201 (96.9)	39 (100.0)
な し	38 (3.1)	0 (0.0)
指 紋		
あ り	251 (20.3)	9 (23.1)
な し	988 (79.7)	30 (76.9)

外国人登録票より筆者作成。

付記

本稿の作成にあたり、ニューカレドニア公文書館の Ismet Kurtovitch 館長、Marie-Josée Michel 在ニューカレドニア日本国名誉領事をはじめ、ニューカレドニアのみなさんにたいへんお世話になりました。ここに記して、感謝の意を表します。なお、本稿は平成 16～19 年度科学研究費補助金・基盤研究 (B)「戦前期南洋の地域形成と沖縄県出身移民に関する基礎的研究」(課題番号 16401024, 研究代表者・町田宗博)の成果の一部である。

注

- 1) ニューカレドニアの日本人移民については、戦前期に出版された調査報告や地誌などに記載があり(宮崎 1931, 村山 1936, 佐藤 1937, 南洋庁内務部企画課 1941, 植村 1944, 太平洋協会 1944), これらは同時代的記録として非常に有用である。
- 2) もちろん、厳密に言うとはこれは各地域における日本人の増減を示したものであって、移動そのものがこのデータから明らかにされ得ないことは留意しておくべきである。
- 3) 初代領事は黒木時太郎であり、1941年3月に2代目の領事として山下芳郎が赴任している。ニューカレドニア公文書館には、日本領事館に残されていた文書も保存されており、これについては改めて検討するつもりである。なお、領事館の通信記録によれば、2代目の山下領事は在任中に3度にわたって領域内の視察を実施しているが、その報告は残念ながらニューカレドニア公文書館には残されていないようである。また、在ヌメア日本領事館に関する記録が綴られていると思われる外務省記録「在英『ド、ゴール』政府植民地：海外派遣軍ノ動向並海軍処分問題」は外務省外交史料館の消失記録リストに載っており(立川 2000: 224), 残念ながら見る事ができない(2008年6月30日に筆者も外交史料館にて確認した)。
- 4) 公文書館にある本資料の利用案内(2003年)では、「19世紀末から1950年代初頭に入域した」外国人の記録とされているが、後で述べているように、1960年代初めに入域した日本人の記録がある。一方で、たとえば1892年の最初の契約移民の記録は一切存在しない。ただ、入域年月日が不明の記録もあるので、それらが19世紀末に該当する可能性は否定できない。なお、本資料はすでに Palombo (2002) が利用しているほか、津田 (2008) もその存在を紹介している。
- 5) 全体の数が少ないために目立ってしまうが、これは赴任する夫に同伴したり、鉱業会社とかかわったりする女性がいるためである。なお、東京からの5名には母子の関係にある2名が含まれる。
- 6) IVで扱う極秘調査を含め、ニューカレドニア当局はかねてから日本を警戒していたようであり、外国人登録票によると、1938年7月30日から1940年4月3日にかけて

16名が強制退去処分となっている。その理由は書かれていない。

- 7) オーストラリアにおける日本人の強制収容については、永田（2002）によるまとまった著作がある。
- 8) 外国人登録票によると、1927年2月9日にフランス国籍を取得した2名が最初であり、1939年7月26日に最後の1名が取得している。
- 9) 日本人以外の女性との間に生まれた二世の処遇はさらに混乱を極めたことが、本稿では分析対象から外した彼らの外国人登録票の記録からうかがわれる。また、聞き取り調査によれば、兵役を志願すれば父親が戻ってくると考え、実際に行動に移した二世もいる。
- 10) フランス植民地における住民の法的地位については、フランス植民地史に関する先行研究（ヤコノ 1998；平野 2002；松沼 2008）を参考にした。
- 11) アルファベットで署名していることをもって、同化しているとみなせるか否かには議論の余地がある。判読困難な署名をした人のなかには読み書きのできない人が含まれる可能性もあるし、そうした人にはアルファベットのほうが習得しやすいのは明白であろう。実際、読み書きできないという注記がされている例もある。なお、写真の貼付率の高さに対して署名や指紋の押捺が少ないのが気になるが、1941年2月10日と記された署名もあり、順次収集する予定だったと思われる。蝶ネクタイをするなど、一張羅とおぼしき服装での写真が多いのが興味深い。

文献

蘭信三編，2008，『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』不二出版。

石川友紀編，2004，『旧南洋群島における沖縄県出身移民に関する歴史地理学的研究』平成12～15年度科学研究費補助金（基盤研究B（2））研究成果報告書（琉球大学）。

石川友紀，2007，フランス領ニューカレドニアにおける日本人移民—沖縄県出身移民の歴史と実態—，移民研究（琉球大学移民研究センター）3：69-88。

移民研究会編，2008a，『日本の移民研究—動向と文献目録Ⅰ 明治初期～1992年9月—』明石書店。

移民研究会編，2008b，『日本の移民研究—動向と文献目録Ⅱ 1992年10月～2005年9月—』明石書店。

植村鷹千代，1944，『ニューカレドニア要覧』（財）南洋経済研究所。

朽木 量，2004，『墓標の民族学・考古学』慶應義塾大学出版会。

小林忠雄，1980，『ニュー・カレドニア島の日本人移民—契約移民の歴史—（第二版）』ヌメア友の会。

- 佐藤磯雄, 1937, ニューカレドニアの邦人, 南洋 24(5): 75-81.
- 杉浦 直, 1998, 文化・社会空間の生成・変容とシンボル化過程—リトルトーキョーの観察から—, 地理学評論 71A: 887-910.
- 杉浦 直, 2001, アメリカ合衆国における日系移民集団の地理学的研究—その成果と課題—, 移民研究年報 7: 115-133.
- 太平洋協会編, 1944, 『ニューカレドニア・その周辺』太平洋協会出版部.
- 立川京一, 2000, 『第二次世界大戦とフランス領インドシナー「日仏協力」の研究—』彩流社.
- 津田睦美, 2006, 『FEU NOS PERES—ニューカレドニアの日系人—』青幻舎.
- 津田睦美, 2008, 「FEU NOS PERES」—ニューカレドニアの日系二世が語る父の記憶—, 蘭信三編『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』815-839, 不二出版.
- 南洋庁内務部企画課, 1941, 『佛領ニューカレドニア事情』南洋庁.
- 永田由利子, 2002, 『オーストラリア日系人強制収容の記録—知られざる太平洋戦争—』高文研.
- 平野千果子, 2002, 『フランス植民地主義の歴史—奴隷制廃止から植民地帝国の崩壊まで—』人文書院.
- 松沼美穂, 2008, フランス第三共和政期の植民地住民の法的地位に関する予備的考察, 文藝と思想(福岡女子大学) 72: 73-90.
- 三木 健, 2006, 空白の沖縄移民史—ニューカレドニアの県系2世, 3世たち(1)~(10), 琉球新報, 2006年8月29, 31日, 9月1, 3~9日.
- 宮崎幹太郎, 1931, 『佛領ニューカレドニア事情』(外務省宛報告書?).
- 村山賢一, 1936, 『最近ノニューカレドニヤ事情』拓務省.
- 矢ヶ崎典隆, 1993, 『移民農業—カリフォルニアの日本人移民社会—』古今書院.
- ヤコノ著, 平野千果子訳, 1998, 『フランス植民地帝国の歴史』白水社.
- Palombo, P. 2002, *La présence japonaise en Nouvelle-Calédonie (1890-1960): Les relations économiques entre le Japon et la Nouvelle-Calédonie à travers l'immigration et l'industrie minière*. Lille: Atelier national de reproduction des thèses.

(おおいし たろう・琉球大学法文学部准教授・人文地理学)